

令和2年第12回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月11日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所3階議会委員会室

3 出席委員 18名

会 長

20番 齋藤 靖裕

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委 員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

12番 森 義博

14番 秋田谷 悟

15番 和島 勇人

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 2名

委 員

9番 土岐 敏教

13番 佐野 一

5 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第62号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員
会の許可について

議案第63号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用
許可に係る意見について

議案第64号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定に係る決定について

報告第23号

農用地利用配分計画の認可について

報告第24号

農地法第18条第6項の規定による通知書の
受理について

6 その他

7 閉 会

8 参 与

農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 田附 浩司

農業委員会市浦支所

支所長 小寺 昭直

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年第 1 2 回
総会を開会いたします。
はじめに、斎藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、五所川原市農業委員
会総会規則第 5 条により「会長は、会議の議長となり議事
を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお
願いします。
斎藤会長、よろしく申し上げます。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席
委員数は 18 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。

議事録署名者には、1 番 平山委員、15 番 和島委

員のご兩名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、小寺市浦支所長にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年10月27日午前9時30分から市役所2階会議室において、古坂博一推進委員と事務局であっせん委員会を行いました。

3条有償移転事業2件、農林業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

また、令和2年11月6日午前9時30分から平山洋志委員、桑田孝子推進委員と五所川原地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第62号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第62号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転11件、無償所有権移転1件です。

2 ページをご覧ください。

- 1 番 大字梅田字平野、畑 1 筆、638 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 70,000 円の有償移転です。

- 2 番 大字梅田字平野、畑 1 筆、2,814 m²、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 300,000 円の有償移転
です。

- 3 番 大字飯詰字皆瀬、畑 1 筆、1,381 m²、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 10,000 円の有償移転です。

- 4 番 大字浅井字西広、畑 1 筆、2,474 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 30,000 円の有償移転です。

- 5 番 大字鶴ヶ岡字鎌田、畑 1 筆、525 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。

- 6 番 大字鶴ヶ岡字福田、田 2 筆、合計 4,541 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 681,150 円の有償移転です。

- 7 番 大字長富字中道より南、田 2 筆、合計 2,803 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 140,000 円の有償移転です。

- 8 番 大字長富字飯詰川より南、田 2 筆、合計 3, 6 3 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 2 0 0, 0 0 0 円の有償移転です。
- 9 番 金木町中柏木不動野、畑 1 筆、2 7 2 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 5 0, 0 0 0 円の有償移転です。
- 1 0 番 金木町玉水、田 1 筆、7 5 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1 0 0, 0 0 0 円の有償移転です。
- 1 1 番 金木町中柏木鎧石、田 1 筆、3, 1 3 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1 5 0, 0 0 0 円の有償移転です。
- 1 2 番 金木町嘉瀬駒留、田 1 筆、5 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せずすべて許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 6 2 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可すること
にご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

続きまして、議案第63号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 6ページをご覧ください。

議案第63号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

農地法施行令第10条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は賃借権設定1件です。

7ページをご覧ください。

1番 大字小曲字枝村、田1筆、2, 319㎡のうち

116.49㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は作業場及び資材置場の一時転用です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約2.1kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地でその規模が10ha以上であるため第1種農地と判断されます。

申請人は、線路工事業を営んでおり、JR五能線より有道庄化工事を行うため条件に合う土地を探していた。

申請地は工事現場に近く、仮設資材置場及び作業スペースとして一時転用するため今回の申請に至った。

北側は線路、西側は農道、東側、南側は農地であるが、工事による雑排水は発生しないため周囲の農地に被害が

及ばないものと考えられる。

土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断される。

資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、8ページをご覧ください。

議長 議案第63号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第63号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第63号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題いたします。

参与より説明をお願いします。

参与 9ページをご覧ください。

議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものである。

件数は、利用権設定52件、所有権移転1件です。

10ページ、番号1番から36ページ52番までの利用権設定52件については皆様のお手元にお配りしております農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

37ページ、番号1番の所有権移転1件につきましては、あっせん委員会によるあおもり農林業支援センター（農地中間管理事業）によるものです。

議長 議案第64号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、利用権設定29番、30番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定第64号29番、30番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定第64号29番、30番以外について原案のとおり決定いたします。

続きまして、利用権設定 29 番、30 番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限」となりますので、17 番 原田委員には退席をお願いします。

17 番

原田委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定 29 番、30 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定 29 番、30 番について原案のとおり許可いたします。

17 番 原田委員は着席をお願いいたします。

17 番

原田委員 (着席)

議長 以上、議案第 62 号から議案第 64 号まですべての審議が終了いたしました。

報告第 23 号から第 24 号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたし

ます。

慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後 3 時 2 7 分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(齋藤 靖裕)

会 長

(平山 洋志)

1 番 委 員

(和島 勇人)

1 5 番 委 員
